

(様式1)

# 令和5年度(2023年度) 鴨居中学校 部活動に係る活動方針

## 第1 部活動指導の目標

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、本校の部活動が次の点を重視して、最適に実施されることを目指す。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 生徒の多様な学びの場として、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう、指導を工夫する。

## 第2 部活動運営方針

### 1 指導・運営体制

#### (1) 部の設置

ア 各部に所属する生徒数や教員数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 今後、在籍生徒数(学級数)の減少に伴った教員数の減が見込まれるため、現在の設置数を維持することが難しい状況が予想される。このため、次のような状況が見られる部は、秋の段階でその存続について検討し、廃部となったものについては1月ころ生徒や保護者(新入生保護者も含む)に伝達する。

(検討の結果、廃止の方向が確認された部は、その時点で所属している生徒が卒業するまでの期間は存続を認めるが、新入部員の募集は停止し、段階的に廃止する。)

- 所属する生徒数に著しい減少が見られる部
- 地域において、生徒の活動が保障されることが確実な部
- 指導できる教員が不在で、なおかつ外部指導者等の協力が見込めない部

ウ 生徒のニーズに応じて部を新設する場合は、上記の状況を鑑み、慎重に検討する。  
(生徒・保護者・地域からの要望があれば、部が新設されるというものではない。)

#### (2) 指導体制

ア 部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動外部指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の

構築を図る。

イ 部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度確認し、校長が判断する。

## 2 適切な指導の実施

(1) 部活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

- オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、一度の大きな外力によって発症する外傷などの予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理
- 生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等、事故防止の徹底
- 体罰やハラスメントの根絶の徹底

(2) 部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

## 3 休養日等の設定

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

- |  |
|--|
| <p>(1) 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日〔以下「週休日」という。〕は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)</p> <p>(2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。</p> <p>(3) <u>朝練習は、週最大3日で生徒の健康面に配慮しながら計画的に実施する。週休日の翌月曜日(週休日が3連休以上の場合はその翌日)は実施しないこととする。また、朝練習後に補食をとりたい者がとれるような措置をとる。</u></p> <p>(4) 校長は上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。</p> |
|--|

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上 of 休養日を設けること、また、単一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日以上に相当する休養日を設けることとする。

## 4 大会等の参加

週末等 to 開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。